野良ネコたちが嫌われ者にならない取り組み

① 相談しましょう

まず近くの自治体・動物病院・愛護団体などへ相談し、対応策などのアドバイスをもらいます。

② ボランティア活動をしてくれる協力者を探しましょう

③ 地域の方への理解を求めましょう

ご近所や町内会・管理組合などにポスターやチラシなどで活動内容を周知し、極力理解を得るようにします。

④ 頭数管理・頭数制限をしましょう

どのようなネコがいるか実態を把握しましょう。
不妊・去勢手術をしましょう。

⑤ トイレを設置しましょう

ネコトイレを設置して、そこで排泄するようにうながします。

⑥ エサは決められた時間・場所で与えましょう

近隣の方の理解が得られる場所にエサを設置します。食べ終えたら速やかに片付けます。

⑦ 必ずお掃除をしましょう

エサだけではなく、排泄物や周辺環境の美化にも配慮して、近隣に迷惑がかからないようにすることが大切です。

⑧ 新しい飼い主さんを探しをしましょう

もし、お家の中でも過ごせるような性格の子であれば、新しい飼い主を探して安全に過ごさせてあげることも必要です。

野良ネコ問題の解決には一人一人のご協力が必要です

皆が住み良い町へ

野良ネコの問題は、もとは人間に捨てられたネコから始まった問題です。**TNR をしたからといってすぐに野良ネコが減るわけではありません。**時間も費用もとてもかかります。しかし、ネコも人も住みやすい街にするには、**地域の問題として長期的な視野で考え、一人一人が協力しあうこと**が大切です。

お問い合わせ先

公益社団法人
日本動物福祉協会
Japan Animal Welfare Society
〒141-0022
東京都品川区東五反田 2-6-5
フロインデ 2 階
TEL 03-6455-7733
FAX 03-6455-7730

野良ネコと人間が幸せに暮らすために

公益社団法人 日本動物福祉協会
Japan Animal Welfare Society

野良ネコ問題は人が原因!?

町にはいろいろな考えの人が住んでいます

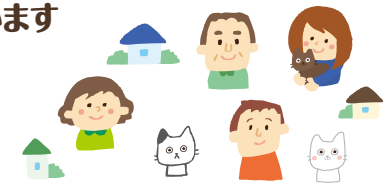

野良ネコは、もとはペットとして飼われていた動物です

かわいい・かわいそうだからと無計画にエサを与え続けると…

必要以上の繁殖につながります

トイレをあちらこちらでしたり、物を傷つけたりする可能性があります

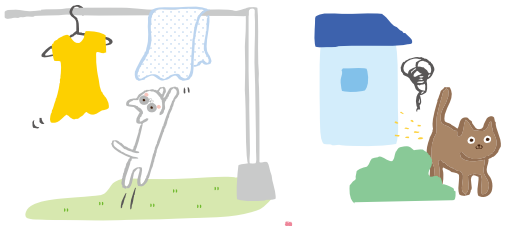

結果、ネコたちが嫌われ者になりかねません

不妊・去勢手術の必要性

① 不妊・去勢手術をしないと、ネコはどうなるでしょう?

- ◆発情期には鳴き続けます。
- ◆落ち着きがなく神経質になり、攻撃的にもなります。
- ◆尿を撒き散らします（マーキング）。
- ◆縄張り争いのケンカで怪我をしたり、病気に感染したりします。
- ◆子ネコがどんどん産まれて、数が増え続けます。

自治体での致死処分の多くは、飼い主のいない生まれて間もない子ネコです。かわいそうだからと不妊・去勢手術をしないでいると、不幸なネコがどんどん増えてしまいます。

ネコは年間2～4回妊娠・出産をし、1回で4～8匹の子ネコが生まれます。1頭のネコが1年間で約 20 頭以上に増えてしまいます！人と暮らしていくには制限・管理をしてあげる必要があります。

② 不妊・去勢手術のメリット

- ◆頭数制限
- ◆性的ストレス
- ◆攻撃性の低下
- ◆病気の予防

不妊・去勢手術を行うことで、感染症・妊娠・発情期などの肉体的・精神的なストレスの軽減にもつながります。若いうちに手術をすることは、出血量も少なく、回復も早いという利点があります。また、性特有の病気の発生率も低くなり、寿命も延びることになります。

不幸な野良ネコたちを減らすためのTNR活動

TNR（Trap, Neuter, Return の略）は、野良ネコを捕獲して不妊・去勢手術を行い、その後もとの場所（または安全な場所）に戻してあげる活動のことです。

Trap 捕まえる

野良ネコがエサをもらっている場所に捕獲器を設置して、そっと見守ります。おいしそうなごはんにつられて捕獲されたネコは、状況がのみこめずとても興奮しがちです。そんなネコを落ち着かせるために、大きい布で捕獲器を覆います。速やかな対応ができるように捕獲器を置きっぱなしにせず、必ず人間の監視のもとで行います。

Neuter 不妊・去勢手術

動物病院に連れて行き、獣医さんに不妊・去勢手術を行ってもらいます。

「このネコは手術をしたよ」と見てわかるように、耳の端を少しカットするなどして印をつけます。外見で手術済みだと判断できることで、再度捕獲される可能性が減ります。

Return もとの場所に戻す

手術が終わり麻酔から覚めてから、もとの場所（または安全な場所）に戻してあげます。その後、ネコたちは元気・食欲があるか、傷は開いていないかをボランティアさん同士で観察し、なにか不調があれば獣医さんに相談します。

新たにネコを捨てさせないよう、監視の目を光らせることも重要です。愛護動物を遺棄した者は罰金に処されます（動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条）。

飼い主のいない野良ネコも愛護動物にあたります。